

N N B S 規 約

1. 総則

(名称)

1. 本団を中之条ニュープラスセクションと称し、略称をNNBSとする。

(目的)

2. 本団は吹奏楽の演奏活動を通して、団員相互の親睦を深め、町民の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

3. 本団は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
 - (1)演奏会 年1回以上の演奏会を行う。
 - (2)練習 本団の資質向上を図り、又演奏会準備のため、定期的な練習及び研修会を行う。
 - (3)その他 本団の運営上必要と認められる事業を行う。

2. 団員

(資格)

4. 本団の団員は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)高校生以上の者、但し高校生及びこれに準ずる年齢の者は保護者の承諾書を必要とする。
 - (2)本団の発展に寄与すると思われる者。

(団費)

5. 団員は別に定めるところにより団費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

6. 団員は次の号のいずれかの該当したときはその資格を失う。

(退団)

7. 団員は次の号のいずれかに該当したときは退団とみなす。
 - (1)団員が退団する旨を団長に申し出たとき。
 - (2)団員がその資格を失ったとき。

(除名)

8. 団員は次の号のいずれかに該当したときは、除名することができる。
 - (1)本団の名誉を著しく傷つけ、若しくは本団の目的に反する行為をしたとき。
 - (2)特別な理由もなく団費を1年間納入しなかった場合。

3. 役員

(役員)

9. 本団は次に掲げる役員を置く。

- (1) 団長
- (2) 副団長
- (3) 企画
- (4) 会計
- (5) 会計監査

(役員の適正及び任期)

10. 役員は総会で選出し承認を得る。任期は1年とし、再選を妨げない。

(役員の仕事)

11. 役員は次に掲げる職務を遂行する。
 - (1) 団長は本団を代表し、団務を統括する。
 - (2) 副団長は団長を補佐する。

- (3) 企画は団の企画構成等を担当する。
- (4) 会計は本団の経理を管理する。
- (5) 会計監査は、本団の会計を監査する。

4. 総会

(総会)

- 12. 総会は、全団員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、年1回開催する。又、必要と認めるときは、随時に総会を開催することができる。

5. 会計

(財源)

- 13. 本団の会計は次の号に掲げるものにより構成する。

- (1) 団費
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他収入

(団費)

- 14. 団費は、月額1000円(高校生は500円)とし、原則として月々納入する。

(使用料)

- 15. 制服その他団所有のもの、(本来個人所有であるべき物)を借用する場合は、使用料を納入するものとする。

(会計年度)

- 16. 本団の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終了する。

6. その他

(改正)

- 17. この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の承認を必要とする。

付則 この規約は1991年2月11日より施行する。

1993年3月20日一部改正

1994年3月13日一部改正

1995年3月21日一部改正

2003年3月23日一部改正

2005年3月19日一部改正

2010年3月22日一部改正